

後期高齢者医療制度の 保険料率が変更になります。



平成 22 年度から後期高齢者医療保険の保険料率に変更になります。

保険料率は、2 年ごとに見直すもので、原則岡山県内均一となります。（西粟倉村を除く。）

また、保険料は被保険者全員が負担する「均等割額」と被保険者の所得に応じて負担する「所得割額」の合計となります。

なお、平成 22 年度の保険料のご案内は 7 月中旬頃に郵送にてご案内させていただきます。

○岡山県後期高齢者医療広域連合の保険料率(平成22年度・23年度)年額

一人当たりの保険料 (限度額50万円)	=	均等割額	+	所得割額
		44,000円		(所得－33万円)×8.55%(所得割率)
		現行 43,500円		現行 7.89%

※ 一人当たりの保険料は、100 円未満切り捨てます。

※ 所得とは、雑（年金）所得、事業所得、給与所得、譲渡所得などの合計額をいいます。
（遺族・障害年金等は除く。）

○保険料の軽減措置

所得の低い人は、世帯の所得水準に応じて均等割額及び所得割額の軽減措置があります。

また後期高齢者医療制度の被保険者となった前日に、会社の健康保険（国民健康保険及び国民健康保険組合は除く。）などの被扶養者であった人も軽減措置があります。

詳しくは、鏡野町健康増進課又は
岡山県後期高齢者医療広域連合へお問合せください。

問い合わせ先

鏡野町 健康増進課
岡山県後期高齢者医療広域連合

TEL0868-54-2025
TEL086-245-0090